

(別紙1)

特別名勝松島の風致景観に対する影響が軽微と見なされる工作物の基準

宮城県教育庁文化財保護課

文化財保護法施行令第5条第4項第一号ハにより宮城県教育委員会が処理することになっている現状変更等のうち、形態・意匠、設置場所等に配慮した以下の工作物については、本文の許可基準に合致し、風致景観に与える影響が軽微なものについては、許可するものとする。

対象工作物	保護地区区分		
	1A、2A	1B、1C、2B	3種
電柱（周辺機器を含む）	高さ15メートル以下	高さ15メートル以下	制限なし
転落防止柵・手すり	制限なし	制限なし	制限なし
案内板・説明板	高さ5メートル以下	高さ5メートル以下	制限なし
屋外広告物（案内板・説明板を除く）		高さ5メートル以下	高さ5メートル以下
住宅・店舗等外構工事		制限なし	制限なし
既設道路付帯施設 （ガードレール・街灯等）	制限なし	制限なし	制限なし
鉄道付帯施設	制限なし	制限なし	制限なし
ポール型携帯電話無線基地局 （周辺機器を含む）		高さ15メートル以下	高さ15メートル以下
駐車場付帯施設（電灯等）		制限なし	制限なし
句碑		制限なし	制限なし
排水機場		制限なし	制限なし

(別紙2)

### 震災復興に伴う特別名勝松島の保存管理の在り方に関する基本的な考え方

- ①本質的価値を構成する自然的な基本的要素は、現状維持あるいは原状復帰を原則とする。特にそれが最も良好に存在する特別保護地区は必ず保存する必要がある。住民の生活・生業・安全確保のために必要不可欠な復興が基本的要素に係る場合は、その規模を復興事業にとっての必要最小限に留め、周囲の風致景観との調和及び主要な展望地点（四大観：多聞山、扇谷、富山、大高森）からの眺望に配慮する。
- ②人々の活動が形成してきた人文的要素の復興にあたっては、安全確保を前提とし、施工時を含め、その規模を復興事業にとっての必要最小限に留め、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を作り出すことをめざす。
- ③松島における生活・生業が、特別名勝松島の人文的風致景観を形成していくという認識の下に、松島と共に育まれてきた地域の個性を継承する復興まちづくりを進めることが望ましい。

### 震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための基本方針

計画		論点	基本方針
①高台への住宅移転		場所の選定	特別保護地区は避け、可能な限り1B・2B地区を対象とする。1A・2A地区にせざるを得ない場合は、その範囲を復興事業にとっての必要最小限とし、可能な限り主要な展望地点（四大観）から見えないよう配慮する。
		規模・形態	集落の歴史的な成り立ち等を考慮した新たな風致景観を創り出すことをめざす。規模は復興事業にとっての必要最小限とする。
②避難施設の整備	高台	場所の選定 規模・形態	場所の選定については住宅移転と同様とし、周囲及び主要な展望地点から見えないよう配慮する。規模は復興事業にとっての必要最小限とし、造成方法も地形の改変が最小限となるよう工夫する。
	低地 避難施設	場所の選定 規模・形態	特別保護地区を避け、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した意匠とし、新たな風致景観を創り出すことをめざす。規模は復興事業にとっての必要最小限とする。
③防災林・防潮堤	改修	形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。また、海岸周辺の植生の保全を図る。
	移設 新設	場所の選 定・形態	特別保護地区を避ける。海岸周辺の植生の保全と展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。
④浜辺の作業場の新設		集落跡地の 利用	作業場等は、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。跡地は荒蕪地とならないよう、耕作地・公園・緑地等への利活用を図る。
⑤漁港とその関連施設・防波堤の改修		形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。
⑥道路・鉄道	改修	形態	周囲の風致景観との調和を図るとともに、展望地点からの眺望に配慮する。
	移設 新設	場所の選 定・形態	特別保護地区を避け、展望地点からの眺望に配慮しつつ、周囲と調和した新たな風致景観を創り出すことをめざす。
⑦被災農地の復興		跡地の利用	農地としての復旧を原則とするが、不可能な場合には、荒蕪地とならないよう、公園・緑地等への利活用を図る。

## 震災復興事業と特別名勝松島の保存管理との両立のための指針

計画	指針
①高台への住宅移転	<p>a 高台への集団移転</p> <p>「必要最小限の規模」に関する考え方          : 移転を希望する被災者の住宅及び個人経営の事業所の他, 学校・公民館・病院・福祉施設等, 集落又は市街地を維持していくために必要な公共公益施設等を含む。</p> <p><b>主要な展望地点からの眺望</b>          : 造成地・建築物・その他の工作物の一部が見えざるを得ない場合には, 背後の丘陵の尾根線を超えず, かつ, 尾根線を分断しないこととする。</p> <p><b>地形造成</b>          : 造成地形の法面については, 周囲の地形へのすり付けが自然な仕上がりとなるよう配慮し, 将来的に自然植生が再生されるよう湾内の在来種による植栽等の緑化を行う。          : 特に, 工事中における作業用道路等は計画地内に設定することを原則とするが, 計画地外とせざるを得ない場合には, 丘陵の掘削及び樹木の伐採を極力避け, かつ造成終了後には原状に復旧することとする。</p> <p><b>風致景観への配慮</b>          : 樹木の伐採については最小限に留め, 造成地縁辺・街路・公共用地等に積極的に湾内の在来種による植樹を行う。          : 造成後の建築物その他の工作物に関する風致景観への配慮については本文の地区区分毎の取扱指針による。</p>
	<p>b 災害公営住宅</p> <p>「必要最小限の規模」に関する考え方          : 居住を希望する被災世帯数の他, 集会所等の必要施設を含む。</p> <p><b>主要な展望地点からの眺望</b>          : 住宅の高さが背後の丘陵の尾根線を超えないこととする。</p> <p><b>地形造成</b>          : 高台への集団移転と同様の取扱とする。</p> <p><b>風致景観への配慮</b>          : 平屋又は2階建を基本とし, 形態・意匠・色彩等については, ①-cに示す個人による1A地区への住宅移転と同様の取扱とする。          : 樹木の伐採については最小限に留め, 造成地縁辺・街路・公共用地等に積極的に湾内の在来種による植樹を行う。</p>
	<p>c 個人による1A地区への住宅移転</p> <p>「必要最小限の規模」に関する考え方          : 母屋の他, 倉庫・車庫・作業場・庭等, 生活又は生業を営む上で必要なものを含む。</p> <p><b>地形造成</b>          : 地形に沿った造成とし, 改変を最小限に抑制したものとする。</p> <p><b>風致景観への配慮</b>          : 屋根については, 勾配屋根(寄棟造・入母屋造・切妻造)とする。また, 和瓦葺き又は金属板等の一文字葺きとすることが望ましい。色彩については, 無彩色又は彩度及び明度の低い濃茶系色等とする。          : 外壁については, 広大な単一面とならないよう分節する。色彩については無彩色又は</p>

		<p>彩度及び明度の低い茶色・黄土色・クリーム色等とする。</p> <p>：周囲の樹木の伐採については、最小限に留め、必要に応じて敷地内に植樹を行う。</p> <p>：外周に区画施設を設ける場合には、生垣・木塀、黒又は濃茶系色のフェンス、自然石による石積又は擬石ブロック塀等とする。</p>
② 避難施設の整備	高台・低地の避難施設	<p><b>「必要最小限の規模」に関する考え方</b></p> <p>：想定される避難者数に基づく避難施設の他、必要とされる施設及び誘導標識等を含む。</p> <p><b>主要な展望地点からの眺望</b></p> <p>：施設等が見えざるを得ない場合には、湾内の在来種を用いて周囲に植樹を行い、可能な限り遮蔽する。</p> <p><b>地形造成</b></p> <p>：可能な限り、既存の平場又は施設を利用する。</p> <p><b>風致景観への配慮</b></p> <p>：樹木の伐採については、最小限に留める。</p> <p>：施設における風致景観への配慮については本文の地区区分毎の取扱指針による。</p>
③ 防災林 防潮堤	a 防災林	<p><b>風致景観への配慮</b></p> <p>：端部が唐突に収束しないよう、周囲の地形又は植生の遷移をも考慮し、相互の連続性を確保する。</p> <p>：樹種については、耐塩性を有するクロマツ又はアカマツ若しくは湾内の在来種から選択する。</p>
	b 防潮堤	<p><b>「必要最小限の規模」に関する考え方</b></p> <p>：津波シミュレーションの結果に基づいて設定された高さを原則とする。</p> <p><b>主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮</b></p> <p>：防潮機能の確保と地形的な制約との調和を図り、砂浜・湿地・丘陵・海浜植生の保全にも配慮する。特別保護地区に接する位置において改修を行う場合には、特に十分に配慮する。</p> <p>：自然石の使用又はそれを模した表面処理等の工法の採用、陸側法面への覆土、背後地への植樹等の工夫により、長大な構造物が与える人工的印象及び圧迫感を低減するよう配慮する。</p>
④ 浜辺の作業場の新設	集落跡地の利用	<p><b>展望地点からの眺望及び風致景観への配慮</b></p> <p>：緑地として植樹する場合には、耐塩性を有するクロマツ又はアカマツ若しくは湾内の在来種を選択するとともに、草本等の海浜植生の保全にも配慮する。</p> <p>：作業場の他、公園等の施設を設置する場合には、周囲の風致景観との調和に配慮した配置、形態及び色彩とする。</p> <p>：大規模な公共公益施設については、計画全体が風致景観に及ぼす影響をより軽微にできるよう配慮する。</p> <p>：建築物及び工作物における風致景観への配慮については本文の取扱指針による。</p>
⑤ 漁港とその関連施設・防波堤の改修		<p><b>主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮</b></p> <p>：護岸及び岸壁については、自然石の使用又はそれを模した表面処理等の工法の採用、周囲への植樹等の工夫により、構造物の人工的印象を軽減するよう配慮する。</p>

		<p>: 特別保護地区に接する位置において施設を設置する場合には、周囲の風致景観に特に配慮する。</p>
⑥道路・鉄道		<p><b>地形造成</b></p> <p>: 避難路等の果たすべき機能の確保を前提とした上で、地形の改変が最小限となるよう経路を選択する。</p> <p>: 法面については、周囲の地形へのすり付けが自然な仕上がりとなるよう配慮し、将来的に自然植生が再生されるよう湾内の在来種による植栽等の緑化を行う。</p> <p><b>主要な展望地点からの眺望及び風致景観への配慮</b></p> <p>: 歩道・中央分離帯等に、湾内の在来種を用いて周囲の風致景観と調和のとれた植栽を行う。</p> <p>: 標識・防護柵等の付帯施設については、明度及び彩度の低い濃茶色系の色彩とし、形態及び配置を含め相互に統一性を持たせる。統一性については、路線内又は地域内で保たれることが望ましい。</p>
⑦被災農地の復興	跡地の利用	<p><b>風致景観への配慮</b></p> <p>: 農地以外への利活用を行う場合には、集落跡地の利用と同様の取扱とする。</p>